「ICT活用の手引」

~福岡県立北九州高等学校~

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT(1人1台タブレット型端末) の活用に当たって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申 し上げます。

-目次-

1	1 端末使用の際のルール及び注意点 ・・・・・・・・	•	•	•	•	•	• 2
2	2 生徒用アカウントの取り扱い ・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	• 2
3	3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方・・	•	•	•	•	•	• 2
4	4 健康面への配慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	• 3
5	5 トラブルが起きた場合の対応 ・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	• 3
6	6 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•			•		• 3

1 端末使用の際のルール及び注意点

□ 端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう
破損や故障に注意すること。乱暴に扱わないこと。
□ 教員の指示により端末を家に持ち帰って使用する場合は、事前に ICT 端末借用申請
書を提出した上で本手引の記載事項を遵守して使用すること。
□ 学習に関係のない目的でインターネットにアクセスしたり、他の生徒への連絡手段
として使わないこと。
□ 本校内以外で使用する場合の端末の充電にかかわる費用や、インターネット通信に
かかわる費用は利用者が負担すること。
□ 紛失や盗難について十分注意し、責任を持って取り扱うこと。
□ 授業や学習活動が終わったら、必ず電源を OFF にしてキャビネットに格納するこ
<u>Ł.</u>
□ 端末に貼付されている管理シールを剥がしたり、シール等で端末を装飾したりしな
いこと。
vice.
V'CC:
2 生徒用アカウントの取り扱い
2 生徒用アカウントの取り扱い
2 生徒用アカウントの取り扱い
2 生徒用アカウントの取り扱い自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。
 2 生徒用アカウントの取り扱い 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。 パスワードは、第三者に教えないこと。また、指定されたアカウント以外でログイ
2 生徒用アカウントの取り扱い自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。
 2 生徒用アカウントの取り扱い 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。 パスワードは、第三者に教えないこと。また、指定されたアカウント以外でログイ
 2 生徒用アカウントの取り扱い 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。 パスワードは、第三者に教えないこと。また、指定されたアカウント以外でログインしないこと。
 2 生徒用アカウントの取り扱い 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。 パスワードは、第三者に教えないこと。また、指定されたアカウント以外でログインしないこと。
 2 生徒用アカウントの取り扱い 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。 パスワードは、第三者に教えないこと。また、指定されたアカウント以外でログインしないこと。 3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方
 2 生徒用アカウントの取り扱い 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。 パスワードは、第三者に教えないこと。また、指定されたアカウント以外でログインしないこと。 3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方 本人の許可を得ることなく第三者の写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりし

□ 自他を問わず本校の生徒・教員の誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、 速やかに担任又は本校担当教員に相談すること。
4 健康面への 配慮
□ 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離を 30 c m以上離すこと。□ 長時間継続して画面を見ないよう、30 分に1回は20 秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。
5 トラブルが起きた場合の対応
□ 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合や、ID/パスワードの紛失、盗難があった場合は、本校担当教員に相談・連絡すること。(土日、祝日を除く北九州高等学校 ICT 活用担当 古本・新家・矢野(電話 093-931-3554) (メール info@kitakyushu.fku.ed.jp) □ 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。 □ ネットトラブルに関しては、上記本校担当教員又は次の相談窓口に相談すること。 福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 (電話 0120-494-100)
6 その他
□ 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。□ ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。

ICT 端末の貸出に関する留意事項

- 1 貸出用の端末を自宅で使用する場合は、「ICT 端末借用申請書」(保護者等による記入が必要)に必要事項を記入の上、担任の先生に提出してください。
- 2 貸出期間中は、保護者等の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、社会生活 や心身の健康に考慮して、健全に利用してください。
- 3 学習活動に使用することが貸出の条件です。学習活動以外の使用は禁止します。
- 4 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することは 禁止します。
- 5 パスワードによるセキュリティの有無に関わらず、端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN (無料 Wi-Fi スポット等) に接続することは禁止します。
- 6 写真や動画等のデータファイルや、個人情報を端末に書き込むことは禁止します。
- 7 落下等による衝撃や保管場所の温度や湿度等の環境に気を付けて丁寧に扱ってください。
- 8 機器の故障や破損、紛失又は盗難等が発生した場合や、ID/パスワードの紛失、盗難があった場合は、速やかに本校 ICT 担当又は担任の先生に連絡してください。
- 9 8の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められた時は、保護者等に端末本体や周辺機器代金の補償を請求することがあります。

ICT 端末借用申請書

令和	年	月	\Box
----	---	---	--------

福岡県立北九州高等学校学校長 殿

端末の借用について、以下のとおり申請します。

保護者等氏名								
生徒氏名								
学年・組・番号		年		組	番			
借用理由								
借用期間	令和	年	月	日~令	和年	月	В	

- □ 別紙「端末の貸出に関する留意事項」を遵守することに同意します。
- ※ 留意事項を熟読した上で、□に∨を記入してください。

学校記入欄

機器管理番号					
貸出機器名					
端末の種類	□ Wi-Fi 端末		□ LTE	Ę	
			(SIM	カード:□有	ョ □無)
貸出承認日	令和	年	月	B	